

法律で定められている主な「仕事」と「育児」の両立制度・措置

制 度	措 置
育児休業 ・育児休業給付金 (180日－出生時育児休業給付金支給日数) までは賃金の67%、それ以降は50% ・社会保険料免除 ・雇用保険料免除	・原則、子が 1歳 に達するまで、 2回に分割 して育児休業を取得できる。(保育所に入れないなどの場合、 最長2歳 まで) ・父母ともに育児休業取得の場合、子が 1歳2か月 まで取得できる。(パパ・ママ育休プラス：取得期間は産後休業期間・産後パパ育休期間を含め1年間)
産後パパ育休 ・出生時育児休業給付金 賃金の67% ・社会保険料免除 ・雇用保険料免除	・ 子の出生後8週間以内に通算4週間までを2回に分割 して産後パパ育休を取得できる。 ・労使協定を締結している場合のみ、休業中の就業可 (ただし就労日数などの上限あり)
育児時間 ※労働基準法	1歳に満たない子を育てる女性従業員 ⇒ 1日2回 、それぞれ 30分 、授乳そのたの世話をを行うための育児時間を請求できる。
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する男女従業員 ⇒ 1年につき5日 、子どもが 2人以上 なら 10日 、病気・けがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるために、休暇を取得できる。(取得単位は1日または時間単位)
所定外労働制限	3歳に満たない子を養育する男女従業員 ・会社は、労働者から請求があった場合は、 所定外労働 をさせてはならない。
時間外労働制限	小学校就学前までの子を養育する男女従業員 ・会社は、労働者から請求があった場合は、 月24時間、年150時間 を超える 時間外労働 をさせてはならない。
深夜業制限	小学校就学前までの子を養育する男女従業員 ・会社は、労働者から請求があった場合は、 深夜(22時～翌5時) 労働をさせてはならない。
短時間勤務制度	3歳に満たない子を養育する男女従業員 ・会社は、 短時間勤務制度 (原則 1日6時間)を設けなければならない

< 事務所より >

月に1回、開業している社会保険労務士同士での勉強会に参加していて、普段はオンラインで行っていますが、4月は対面での開催でした。オンラインはオンラインの良さがありますが、お互いの表情や空気感がわかる対面も改めていいなあと感じました。

5月の年金相談日は「2、9、16、23、30日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com